

介護職員初任者研修 受講料補助制度

《制度概要》

- 本制度では、介護未経験者の介護職場への参入促進、早期就労を支援するため、**新たに介護職員として就労した介護未経験者の方**を対象に介護職員初任者研修の受講料を補助します！

《補助率・補助額》

- 補助率：10分の10 補助額：**10万円**以内
(※研修受講料のみ補助対象です。教材費、補講費用等は補助対象外です)

《募集期間》

- 令和5年4月12日(水)～令和6年3月15日(金) ※必着
※予算の上限に達した場合、募集期間にかかわらず募集を締め切ります。

《補助対象者》

以下のすべての事項に該当する方

- 現在和歌山県内の介護事業所等^(※1)に介護職員として勤務しており、引き続き勤務する意思がある方
- 現職以前に介護職員として勤務した経験がない方(学生時代のアルバイト除く)
- 以下のいずれかに該当する方
 - ア 県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクに求職登録していた
 - イ ハローワークに求職登録していた
 - ウ 就労決定日から起算して、過去3年以内に県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクの就労支援を受けた
(アまたはイに該当する方)
 - エ 求職登録の有効期間内に就職が決定した
- 介護職員初任者研修の申込時において、現在の勤務先への就職が決定していた方^(※2)
- 就労開始から6か月以内に介護職員初任者研修を申し込んでいた方
- 就労開始から1年以内に介護職員初任者研修を修了した方
- 年間勤務日数180日以上である方(見込み含む)
- 介護職員初任者研修受講料について、他機関からの助成を受けていない方

※1 については裏面をご確認ください。

※2 令和5年4月1日以降に就労決定した方が対象です。

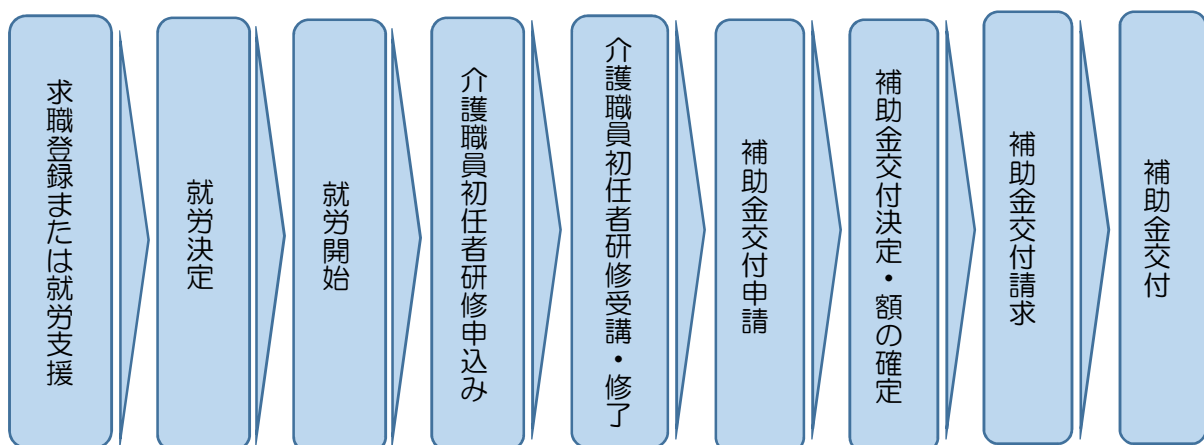
お問い合わせ先
和歌山県庁長寿社会課振興班

Tel:073-441-2519

※1：対象となる介護サービス事業所

介護サービス事業所の種別	根拠法令
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条、第8条の2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26号
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設(令和6年3月31日まで)	
第一号訪問事業 第一号通所事業	法第115条の45第1項第1号のイ及びロ

◎ 補助金交付申請の流れ



◎ 補助金交付申請書類等

和歌山県庁長寿社会課のホームページに掲載しています。

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00213048.html>

和歌山県 初任者研修 補助金



こちらからもアクセスできます

